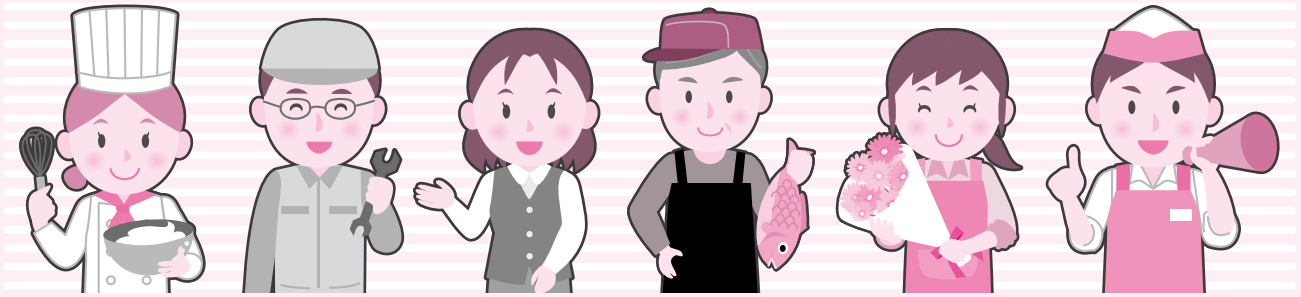


平成31年度

中小企業金融のしおり



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しております。この事業は、条例の趣旨に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

ご利用目的別ガイド

・一般的な事業資金が必要なとき



1 経営支援資金
7 市町小規模企業者小口簡易資金

・売上の減少など経営状況が厳しいとき
・借換により返済を軽減したいとき



2 セーフティネット資金
3 緊急経済対策資金

・経営革新、多角化、成長分野等での事業拡大を図るとき



4 政策推進資金

新事業促進枠
成長産業育成枠

・事業承継に取り組むとき



事業承継枠

・経営力強化、企業再生に取り組むとき



経営力強化枠
再生支援枠

・省エネ設備等の導入、CO₂削減に取り組むとき



省エネ・再生可能エネルギー枠

・空き家・空き店舗を活用して事業を行うとき



空き家・空き店舗再生枠

・1年以内の短期の事業資金が必要なとき
・手形等を資金化したいとき



5 短期事業資金

・開業前または開業後5年未満のとき



6 開業資金

<各資金の詳細については、中面をご覧ください。>

融資利率等の条件は、平成31年4月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。また、融資対象者であっても、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ：滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 TEL (077) 528-3732 ミナサンニ
滋賀県ホームページ(中小企業者向け金融制度のご案内)から、様式や案内チラシのダウンロードができます。

滋賀県 制度融資

検索

滋賀県商工観光労働部

平成31年度の主な改正点

◆政策推進資金（事業承継枠）の融資対象者の拡大

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定を受けた方等を融資対象者に追加します。

◆政策推進資金（事業承継枠）に対する最優遇金利の適用

中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、平成30年度に創設した事業承継枠に対して、引き続き最優遇金利（年1.0%）を適用します。（最優遇金利の適用は平成30年度から5年間の限定措置です。）

◆政策推進資金（新事業促進枠）の融資対象者の拡大

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた方を融資対象者に追加します。

◆保証料率体系 I 一部の資金について、県の保証料補助および保証協会の協力により保証料率を軽減しています。 (年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県融資制度保証料率①	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率②	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率③	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
県融資制度保証料率④	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	0.45
県融資制度保証料率⑤	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0.50
県融資制度保証料率⑥	1.84	1.67	1.50	1.33	1.11	0.90	0.73	0.56	0.39
県融資制度保証料率⑦	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00

※ ②～⑦は、軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。
 ※有担保の場合、0.02%～0.1%の割引があります。(一部融資制度を除く)
 ※セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。

滋賀県中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、県中小企業支援課または取扱金融機関にお尋ねください。)

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率 (保証ありなし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先	
1	経営支援資金 (ウケタ)	小規模企業者特別枠 (責任共有制度対象外) 小口零細企業保証制度対応	設備	小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金	次のすべてに該当する者 ①原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者 ②融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の者	設備資金、運転資金あわせて1,000万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含めて2,000万円以内)	年1.25%	7年(1年)	保証協会付	各商工会議所、各商工会	
			運転					設備資金、運転資金あわせて1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の融資残高含む)			5年(6か月)
		小規模企業者枠	設備	小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金	原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者	所要資金の70%以内で3,000万円 (旧組織強化育成資金の融資残高含む)	年1.45%	7年(1年)	原保証協会付	金融機関所定	融資対象者①については各商工会議所、各商工会 融資対象者②については中小企業団体中央会
			運転					5年(6か月)			
2	セーフティネット資金 (ウケタ)	新規枠 (責任共有制度対象外) 一部危機関連保証制度対応	設備	不況による売上げ等の減少および取引先の倒産等に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者)	8,000万円 なお、左記中小企業信用保険法第2条第5項第1号の場合、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権額の範囲内(旧経済変動対策資金の融資残高含む)	年1.0% (保証必須)	10年(2年)	保証協会付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
			運転		次に該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者(危機関連保証利用者)			7年(1年)			
		新規枠	設備	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号までのいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経営状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって知事が別に定める経営環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者 ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者	※セーフティネット資金は、一般保証とは別枠で利用できます (新規枠融資対象者②③を除く)	10年(2年) 融資対象者②の場合 は別途定める	7年(1年) 融資対象者②の場合 は別途定める	10年(2年) 5号認定を受けた者			
			運転						10年(2年) 5号認定を受けた者		
借換枠 (責任共有制度対象外) 一部危機関連保証制度対応	借換	既借借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り。)	次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(責任共有制度対象保証および流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者	2億円 (増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む) ※セーフティネット資金は、一般保証とは別枠で利用できます。	年1.5% (保証必須)	10年(2年)	保証協会付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会			
			次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者			7年(1年)					
			7年(1年)								
3	緊急経済対策資金 (きんぎょ)	新規枠	設備	経済環境の悪化に伴う売上等の減少に対処して、経営の安定を図るために必要な資金	セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者でない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合等 ①直近3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年と比べて5%以上減少している者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは、加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者	5,000万円	年1.25% (保証必須)	7年(1年)	保証協会付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会	
			運転					7年(1年)			
借換枠	借換	既借借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り。)	セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者でない者であり、かつ、保証協会保証付融資(一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるものであって、緊急経済対策資金(新規枠)の融資対象者の①から③のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等	8,000万円 (増額分を含む)	年1.5% (保証必須)	10年(2年)					

No.	資金名		資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率 (保証ありなし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先	
4	政策推進資金 (すいしん)	新事業促進枠	新規性を有する技術・ノウハウの新規開発および事業化、ならびに新商品の開発または生産、新役務の開発または提供、商品の新たな生産または販売方法の導入その他新たな事業活動、および事業の多角化や新たな事業分野への進出に際して必要な資金	次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する者 ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けてその計画を実施する者 ③生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けてその計画を実施する者 ④滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた者 ⑤事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う者 ※⑤については、現在の事業と異なる事業（日本標準産業分類表の「細分類」で異なれば可）に進出しよ うとするもので、新事業進出にかかる事業計画を作成し、その計画を実施する者 ⑥事業基盤を県内に維持しつつ、下記の事業を行う者 ア 海外における活動、生産拠点の新設または拡張を行う者 イ 海外企業への資本参加等を行う者 ウ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育または調査を行う者	融資対象者①、②、③、④については 中小企業者 2億円 協同組合等 4億円 融資対象者⑤、⑥については 1億円 (旧経営革新枠・旧滋賀の新しい産業 づくり促進資金の融資残高含む)	年1.25%	融資対象者①、② 年0.77%～1.06% (新事業開拓保険利用で5,000万円以内0.77%、5,000万円超1.06%) 融資対象者③ 年0.77% 融資対象者④、⑤ 年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください) 融資対象者⑥ 年0.39%～1.84% (県制度融資保証料率⑥をご参 照ください。なお、海外投資関 係保険利用の場合は年1.11%)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ (融資対象者④について は、滋賀県産業支援プラザ)	
		事業承継枠	円滑な事業承継を行うために必要な資金	安定的な経営権の確保により、県内において事業の継続を図る者で次のいずれかに該当する者 ①事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業者)で、事業承継後一定期間内で相続等により分散した事業 用資産の取得を行う者 ②事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する事業者 ③株主等から自己株式および事業資産の取得等を行う法人 ④中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項各号に基づく認定を受けた者 ⑤中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号イに基づく認定を受けた中小企業 者の代表者	1億円	年1.00%	年0.45%～1.20% (県融資制度保証料率②を ご参照ください) ただし、融資対象者④のう ち、第3号に基づく認定を 受けた者の場合は1.00%	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ	
		成長産業育成枠	設備	成長産業分野の事業を営んでいる中小企 業者等が事業の拡大を図るために必要な 資金	別に定める成長産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る 中小企業者等 【成長産業分野】 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③クリエイティブ事業 ④観光事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 ⑦保育・育児事業	1億円 (旧特定産業枠・特定産業振興資金の 融資残高含む)	年1.25%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			運転								
		経営力強化枠 (一部責任共有 制度対象外) 経営力強化保証制度対応	設備	事業計画の実施に必要な資金	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および 進捗の報告を行う中小企業者等	8,000万円	年1.25%	年0.45%～1.15% (責任共有制度対象の場合、 県制度保証料率④、対象外 の場合、県制度保証料率⑤ をご参照ください)	7年(1年)	保証協会付	取扱金融機関
			運転	(借換対象資金は元本返済が開始された後6 か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されて いるものに限ります。)	※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関(中小企業支援機関、金融機関、税理士等) を国が認定する制度です。認定経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁ホームページでご覧いただけます。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm				5年(1年)		
			借換						10年(1年)		
		再生支援枠	中小企業再生支援協議会の支援等により 策定された経営改善計画に基づいた事業 に必要な資金	次のいずれかに該当する者 ①滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ②金融機関による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の 企業再生が見込まれると判断された者 ※計画策定が完了していること	1億円 (旧中小企業再生支援資金の融資残 高含む)	金融機関所定 (保証必須)	年0.37%～1.82% (県融資制度保証率①から 一律0.08%引き)	10年(2年) 特に必要と認める 場合は 15年(2年)	保証協会付 保証	取扱金融機関	
省エネ・再生可能 エネルギー枠	省エネルギー設備や再生可能エネルギー 設備等の導入を図るために必要な設備資 金、およびCO ₂ 排出量削減に取り組むた めに必要な設備資金	下記の設備を導入しようとする中小企業者、協同組合等 【融資対象設備】 ①省エネルギー設備(空調設備、給排水設備、照明設備等) ②再生可能エネルギーを活用する設備(太陽光発電、風力発電等) ③蓄電池(リチウムイオン蓄電池等) ④自家発電設備(再生可能エネルギー設備を除く) ⑤その他の設備(CO ₂ 排出量削減に係る事業計画を受付機関へ提出すること)	1,000万円 (融資対象設備③④については、8,000 万円) (旧CO ₂ 排出量削減枠の融資残高含む)	年1.0%	融資対象設備①～④ 年0%～1.40% (県融資制度保証率⑦をご 参照ください) 融資対象設備⑤ 年0.37%～1.82% (県融資制度保証率①から 一律0.08%引き)	10年(2年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会			
空き家・空き店舗 再生枠	設備 新たに空き家・空き店舗を改修し、事業 を行うために必要な資金 ※改修を必須とする(運転資金のみでの 利用は不可)	新たに空き家・空き店舗を拠点に事業を行う中小企業者、協同組合等(開業前および開業後6か月未満の方 は「開業資金」をご利用ください。) 【対象となる建物】 ・別に定める「空き家バンク」または滋賀県空き店舗情報サイト「AKINAIしが」に登録している物件を対 象とする。	2,500万円	年1.25%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証率①をご 参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会			
5	短期事業 資金 (たんき)	通常枠	仕入れ、代金決済等に必要な運転資金	中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者)および協同組合等	1,500万円	年2.2%	年0.45%～1.90% (県融資制度保証料率①を ご参照ください)	1年	金融機関所定	取扱金融機関	
		手形・電子記録債 権 割引	親事業者から下請代金として受け取った 手形または電子記録債権の割引資金	滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者	1,500万円			割引期間 150日以内			
6	開業資金 (かいぎきょう)	創業枠 (責任共有制度対象外) (一般保証は責任共有制度対象)	次のいずれかに該当する者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者 ③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有 する者、または会社が新たに設立した会社であって、設立後5年未満である者	設備 運転合計 2,500万円 (ただし、開業前で融資額が2,000万 円を超える場合、超過部分につ いては自己資金相当額の範囲内) (創業サポート枠、女性創業枠お よび旧開業資金の融資残高含む)	年1.00% (保証必須)	年1.00% (保証必須)	年0.50% (一般保証を利用する場 合は年0.00%～1.32%、県 融資制度保証料率①から一 律0.58%引き)	7年(1年)	保証協会 保証	各商工会議所、各商工会 滋賀県産業支援プラザ	
		創業サポート枠 (責任共有制度対象外) (一般保証は責任共有制度対象)	県内で新たに事業を始めるため、および 県内で開業後、事業基盤を確立するた めに必要な資金 創業枠の融資対象者で、かつ、次のいずれかに該当する者 ア 認定特定創業支援等事業の支援を受けた者 ・開業6か月前から利用可能 ・融資限度額3,000万円まで利用可能 (ただし、開業前で融資額が2,000万円を超える場合、超過部分については自己資金相当額の範囲内) イ 県内インキュベーション施設の入居者 ウ 別に定める県創業支援施策の対象者 エ 商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援を受けた者 ※認定特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画の認定を受けた市町または当該市町と連携する創業支 援等事業者が、創業者に行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業です。	設備 運転合計 2,500万円 (ただし、開業前で融資額が2,000万 円を超える場合、超過部分につ いては自己資金相当額の範囲内) (創業枠、女性創業枠および旧開 業資金の融資残高含む)							
		女性創業枠 (責任共有制度対象外)	女性が県内で新たに事業を始めるため、 および県内で開業後、事業基盤を確立す るために必要な資金	次のいずれかに該当する女性で認定経営革新等支援機関の支援を受けて開業しようとする者 ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または設立後5年未満の者 ②事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者							設備 運転合計 1,000万円 (創業枠、創業サポート枠および旧開 業資金の融資残高を含む)

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。

資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。

責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです。(保証協会の保証割合は80%です。)

◆各資金・枠ごとの利用回数について

同一年度内の各資金の利用回数は、原則として枠ごとに設備資金、運転資金それぞれ1回です。

ただし、セーフティネット資金のうちセーフティネット保証第5項第5号および第6項認定者、政策推進資金(省エネ・再生可能エネルギー枠を除く)ならびに短期事業資金は同一年度内に複数回利用可能です。

◆ **保証料率体系Ⅱ** 県、市町の保証料補助および保証協会の協力により保証料率を軽減しています。(年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
小口簡易資金保証料率	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50

※ 上記は軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。

市町制度 (据置期間等、詳細については、各市町商工担当課にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間	担保・保証	申込先
7	市町小規模企業者小口簡易資金 (責任共有制度対象外) 小口零細企業保証制度対応	設備 事業運営に必要な小口の資金	融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の小規模企業者	2,000万円 (既存の保証協会保証付融資残高含む)	年1.5% (保証必須)	年0.50%~1.20% (上表をご参照ください) ※中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当するものとして市町村長の認定を受けた者は年0.8%)	7年 5年	保証協会付	各市町が定める受付機関 (各商工会議所、各商工会等)

県のその他の融資制度 (詳細については、各申込先にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率	融資期間	担保・保証	申込先
8	滋賀県産業立地促進資金	県内において新たに土地を取得(賃借を含む)し、工場または研究所の新設または増設を行うために必要な資金	融資対象地域内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得(賃借を含む)し、工場・研究所を建設する中小企業者および協同組合等 ○業種：製造業(日本標準産業分類中分類09~32)	2億円 (土地取得費1億円) ただし対象経費の60%以内	年1.25%	年0.45%~1.9% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年 (2年)	金融機関所定	(要件確認申請) 企業誘致推進室 (融資申込) 取扱金融機関

取扱金融機関

中小企業振興資金融資制度は下記金融機関で取り扱っております。

- 滋賀銀行
- 関西みらい銀行
- 大垣共立銀行
- 京都銀行
- 福井銀行
- 滋賀中央信用金庫
- 長浜信用金庫
- 湖東信用金庫
- 京都信用金庫
- 京都中央信用金庫
- 滋賀県信用組合
- 滋賀県民信用組合
- 商工組合中央金庫
- 京滋信用組合
- 近畿産業信用組合

なお、一部金融機関では取り扱っていない資金がありますので、申込先にお尋ねください。

中小企業金融のご相談は

●融資制度全般についてのお問合せ 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 ☎(077)528-3732

滋賀県ホームページ(中小企業向け金融制度のご案内)

滋賀県 制度融資 検索

融資制度に関する最新情報をお知らせしています。様式等のダウンロードも可能です。

●以下の資金についてのお問合せ

滋賀県産業立地促進資金 滋賀県商工観光労働部企業誘致推進室 ☎(077)528-3792
市町小規模企業者小口簡易資金 各市町商工担当課にお問い合わせください。

●信用保証制度についてのお問合せ

滋賀県信用保証協会 ☎(077)511-1321・1322

●制度融資のお申込み先 (一部、取扱金融機関申込みの資金もあります。)

滋賀県商工会議所連合会(お申込みはお近くの商工会議所になります。) ☎(077)511-1504
滋賀県商工会連合会(お申込みは、お近くの商工会になります。) ☎(077)511-1470
滋賀県中小企業団体中央会 ☎(077)511-1430
滋賀県産業支援プラザ ☎(077)511-1410

●その他の関係機関

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 (経営革新計画の承認) ☎(077)528-3733
滋賀県中小企業再生支援協議会 ☎(077)511-1529
滋賀県よろず支援拠点 ☎(077)511-1425

政府系金融機関

政府系金融機関でも中小企業者等に対して各種制度を設け、直接融資を行っておりますので各機関にお尋ねください。

日本政策金融公庫 大津支店 大津市梅林1-3-10(滋賀ビル)
(中小企業事業) ☎(077)524-3825
(国民生活事業) ☎(077)524-1656
日本政策金融公庫 彦根支店 彦根市佐和町11-34
(国民生活事業) ☎(0749)24-0201
商工組合中央金庫 大津支店 大津市浜大津1-2-22 ☎(077)522-6791
商工組合中央金庫 彦根支店 彦根市旭町9-3 ☎(0749)24-3831

この印刷物は古紙/リレブを配合しています

1. 中小企業者とは

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

法第2条第1項第2号に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルトを除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

法第2条第1項第5号に規定するもの

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

法第2条第1項第6号に規定するもの

組織形態	資本金または出資金	常時使用する従業員
特定非営利活動法人	—	300人以下(小売業は50人以下、卸売業、サービス業は100人以下)

○資本金・従業員のどちらかの要件を満たしていれば中小企業者に含まれます。

2. 小規模企業者とは

法第2条第3項第1号に規定するもの

業種	常時使用する従業員
商業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

法第2条第3項第6号に規定するもの

業種	常時使用する従業員
医業を主たる事業とする法人	20人以下

○常時使用する従業員について【1.および2.の両方に適用します】

- ・事業主、法人の役員、事業主と生計を一にしている三親等内(有給であっても)の親族の方は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・臨時雇の従業員(パート・アルバイト)であっても、経営上不可欠な方(年間営業日数の半数以上就労している等)は「常時使用する従業員」の範囲に含まれます。
- ・特定非営利活動法人(NPO法人)の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。

○特定非営利活動法人(NPO法人)は、一部利用できない資金がありますので、県や商工会議所等へご確認ください。

3. 協同組合等とは

以下に掲げる協同組合等とする

組合の種類	根拠法
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合	中小企業等協同組合法
協業組合、商工組合	中小企業団体の組織に関する法律
商店街振興組合	商店街振興組合法
生活衛生同業組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
酒類業組合(酒造組合、酒販組合等)	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

4. 農林漁業、金融保険業等(一部を除く)信用保証協会の保証対象とならない業種は融資対象者になりません。

滋賀県信用保証協会保証制度

滋賀県信用保証協会は、県内の中小企業の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、借入債務の保証をすることで、中小企業の方の資金調達力を強め、融資の道を開くなど信用補完を通じて企業の健全な育成発展を目的とする公的機関です。

1. 信用保証を利用できる中小企業者等

保証の対象となる中小企業者等は、滋賀県内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者であって事業の本拠所在地についても次の(1)または(2)に該当すれば保証の対象となります。

- (1) 個人の場合
住居または事業所のいずれかが滋賀県内にあるもの
- (2) 法人の場合
滋賀県内に本店または事業所を有するもの

2. 貸付形式

手形貸付、証書貸付、手形・電子記録債権割引、当座貸越

3. 保証対象業種

次に掲げる業種以外の業種

農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)。

上記業種以外の中でも保証できない業種がありますのでご注意ください(風俗営業飲食業の一部、娯楽業、宗教等)。また、許認可等を必要とする業種については許可・認可等を受けていることが必要です。

4. 連帯保証人・担保等

次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- (1) 実質的な経営者や営業許可名義人および申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- (2) 本人もしくは代表者が健康上の理由(高齢者も含む)のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (3) 当該事業の協力者や支援者から連帯保証の申し出がある場合・担保は必要に応じて徴求します。

5. 保証限度額

中小企業振興資金融資制度およびその他の県の融資制度の保証限度額は、各一覧表の融資額と同じです。これら以外の主な協会保証制度の保証限度額はA表のとおりです。

6. 信用保証料

保証料は次の計算式で算出します。

- (1) 一括返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12
- (2) 分割返済
貸付金額×保証料率(A表参照)×保証期間(月数)×1/12×分割返済回数別係数(B表参照)

7. 経営者保証ガイドラインへの対応について

「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業の経営者による個人保証に関する関係者間の対応についての自主的自律的な準則を定めたものです。詳細については、信用保証協会までお問い合わせください。

信用保証協会団体信用生命保険制度について

保証付融資のご利用にあたり、希望される方へのプラスワンサービスとして「信用保証協会団体信用生命保険」(以下「保証協会団信」といいます。)の取り扱いを行っています。

この制度は、信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主の方(法人の場合は代表権を有する連帯保証人の方)がその融資の債務全額を返済されないうちに「死亡」または「所定の高度障害」といった不測の事態に陥られた場合に、全国信用保証協会連合会

詳細については、滋賀県信用保証協会(☎077-511-1321・1322)までお尋ねください。

が生命保険会社から受け取る保険金を金融機関に対する当該債務に充当するもので、後継者の方にとっての事業の維持安定、ご家族の安心を図るものです。

加入資格

保証付融資を受けられる個人事業主または中小企業基本法第2条第1項もしくは信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する法人の代表権を有する連帯保証人。

被保険者

次に該当する方で、加入申込日現在満20歳以上満66歳未満の方。なお、満70歳で自動脱退となります。

- ①個人事業主の場合は本人。
- ②中小企業者に該当する法人の場合は、代表者であって信用保証付融資の連帯保証人である方。

加入対象融資

一企業100万円以上1億円以下。

ただし、一被保険者に対し、利用限度額は合計で1億円。

貸付形式・融資期間等

証書貸付に限る。融資期間は1年以上。

返済方法は分割返済(元金均等・元利均等)で一括返済や不均等返済は不可。

(注)ご利用の場合所定の特約料が必要になります。

また、条件を満たされる方でも保険会社の審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

(A表) 滋賀県等融資制度以外の主な信用保証制度一覧表

種類	保証限度額(単位円)		保証料率(単位%)	有担保割引の適用	
	個人・法人	組合等			
	2億8千万	4億8千万	0.45~1.90		
一般保証	全国小口保証	2千万	0.50~2.20	有	
	当座貸越根保証	2億8千万	0.39~1.62		
	事業者カードローン根保証	2千万			
	小規模カードローンSmile	500万			
経営力強化保証	2億8千万	4億8千万	0.45~1.75(責任共有対象) 0.50~2.00(責任共有対象外)		
別枠保証	エネルギー対策保証	2億	4億	1.11	
	海外投資関係保証				
	新事業開拓保証				
	経営安定関連保証1~4, 6号	2億8千万	4億8千万	0.90	無
	経営安定関連保証5, 7~8号			0.80	
	災害関係保証			0.70	
	危機関連保証			0.80	
流動資産担保融資保証	2億		0.68		
特定社債保証	4億5千万		0.40~1.76	有	
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	2億8千万	4億8千万	0.70(責任共有対象) 0.80(責任共有対象外)	無	

(注1)上記信用保証料は平成31年4月1日現在のものです。
 (注2)会計参与設置会社の場合、0.1%の割引を行います。(一括支払契約保証を除く)
 (注3)有担保の場合、0.1%の割引を行います。
 (注4)経営力強化保証は、通常より1ランク低い保証料率を適用します。

(B表) 分割返済回数別係数

分割返済回数	6回以下	7回以上12回以下	13回以上24回以下	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55